



柳原三佳

やなぎはらみか
バイク雑誌の編集者を経てフリーに。
交通事故を主なテーマに執筆する他、
TV出演、講演活動も行う。本誌や『週刊朝日』に連載した交通事故の告発ルポは、自賠責制度の大改正につながり話題を呼んだ。また検視や司法解剖に関する取材も精力的に行い、日本の死因究明のひずみを鋭く指摘している。最新刊『自動車保険の落とし穴』『焼かれる前に語れ』『交通事故被害者は二度泣かされる』など著書多数。自らも限定解除のナナハンライダーである。

阿部事件 ②

信号の色は、なぜ「青」から「赤」に変わった

検察官殿、

教えてください!

なぜ「青」から「赤」なのですか?

加害者を「不起訴」にした理由は?

何ですか?



この事故で亡くなった阿部浩次さん(当時29)は、大学の工学部を卒業後、少年の頃の夢だった車の開発の仕事に携わっていた。学生時代はモトクロスの選手として数々の大会で上位入賞を果たし、大学では公認のバイクサークルに所属し、部長を務めながらジムカーナにも出場。社会人になってからは、大学時代に学んだ車体サスペンションの解析技術を応用し、トヨタの関連会社で高度な技術開発に挑戦していた。

2001年10月16日、愛知県豊田市の交差点を大型バイクで直進中、Uターンしてきた対向車と衝突し、死亡した阿部浩次さん(当時29)。警察は、交差点を道で信号待ちをしていたドライバーの証言を元に、「被害者のバイクは青信号だった。事故の原因はUターンした加害者にある」と遺族に説明した。ところが事故から1年2ヵ月後、検察庁から突然告げられたのは、「加害者不起訴」という報告。しかも、肝心の信号の色が「青」から「赤」に変わっていたのだ。納得できなかった両親は、検察に再捜査を依頼し、自らも現場で何度も検証を繰り返した。ついには最高検察庁にまで、不起訴理由の確認依頼を行ったのだが……

先月号の記事を読んでくださった読者から、数多くの感想メッセージが寄せられました。その大半は、信頼していた警察や検察に十分な捜査をしてもらえなかったばかりか、逆に、皆さんの対応に苦しめられたという体験をされた方々の声でした。幼い娘さんを亡くされたお父さんから届いた長文のメールには、その悔しさが切々と綴られていました。「記事を読み、阿部さんの気持ちがよくわかりました。私も、警察、検察庁では阿部さんと同じような思いをしていました。私も初動捜査段階からずさん捜査を見破り、早期から警察に厳正な捜査を行なうよう再三申し入れをしてきましたが、それにも限界がありました。検察庁ならば、当然正義を貫いて、警察のずさん捜査を厳しく批判してくれると信じて疑いませんでした。検察は警察より悪質でした(あくまでも私の経験からの意見です)。一般庶民はもう泣き寝入りしかありません。結果的に民事裁判では、客観的な証拠に基づいて判決がなされ、警察、検察のずさんな捜査内容もかなり盛り込まれてしまったのです……」

必要な場合が少なくありません。検察庁では、被害者の方からの相談に応じたり、事件の処分結果をお知らせするなど、被害者の方の保護と支援に努力しています。しかし、現実はどうでしょうか。阿部事件の概要については、すでに前号でお伝えしたとおりです(51ページ参照)。仕事を終えた浩次さんは、いつものようにこの道を直進して帰宅する途中でした。しかし、交差点を通過しようとしたとき、突然目の前でUターンした対向車の軽トラックに、手を塞がれてしまったのです。豊田警察署の担当警察官は、四十九日を過ぎた12月9日、阿部さん夫妻にはつきりこう説明したとい

死の思いをこう振り返ります。「本当に、交通事故があまりにも軽く扱われていることを悲しく思いました。浩次は、決して信号無視なんかする子ではない、私ひとりでも信じてやらなければ、このままでは浩次は浮べない、私は一生後悔すると思ったのです」。この日から始まった、遺族と検察庁とのやり取りは、52ページの図にまとめたとおりです。不起訴処分が決定した2002年の年末から、現在に至るまでに、阿部さんは何度検察庁に足を運んだことでしょうか。まさに血のにじむような闘いは、限られた誌面の中ではとてもお伝えすることができませんが、遺族と高等検察庁、さらに最高検察庁との間で交わされたやりとりについて、レポートしたいと思います。

40キロでも早く、左折の場合、他を見る余裕はない。
早くても30キロ、30キロである。
1.7-1.3 4秒
4秒では、交差点に進入してから目撃者が事故の全てを見てから、発進する事は出来ない。
事故は発進の直前に起きている。
[2] 5) 阿部が交差点に進入し追突するまで(約4秒)のバイクが停まっている状態で、検察が13.35m/秒(0.175*9.8m/秒毎秒毎秒) = 7.76 秒 + 1.7 秒(加害者が車から下りて高次の所に行くまで、検察の結果) = 2.7、3秒
2.0秒以上の音が聞こえていた。
その際の音速によっても20秒程度の音が聞こえていたものと思われる。

阿部さんは現場検証と走行実験を重ね、浩次さんの速度や信号の色を立証した

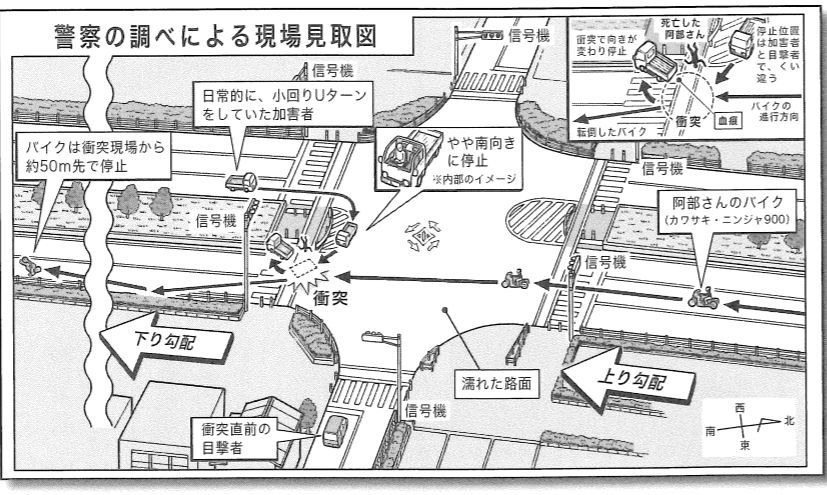
目撃者のAさんは、バイクが交差点に進入し、その直後に事故が起きた。目撃者のAさんは、バイクが交差点に進入し、その直後に事故が起きた。目撃者のAさんは、バイクが交差点に進入し、その直後に事故が起きた。

したがって、名古屋地方検察庁岡崎支部検察官のなした不起訴処分は正當なものとして認めることができ、これに対する不服申し立ては理由がないこととする。

れほど確かな目撃者がいながら、なぜ浩次さんが赤で走行したことになるのか?
どうしても直接話を聞きたいと思った母親の智恵さんは、検察官に食い下がり、目撃者に自分の電話番号を伝えてもらい、事故から3年後、ようやくAさんとの接触を実現しました。

名古屋高等検察庁の回答
それから約1ヵ月後の、9月21日、阿部さん夫妻は名古屋高等検察庁に呼ばれ、担当検事と話し合いました。「現場見取り図によると、車と衝突前、27メートル手前から擦過痕が

Uターンを始めたのではないですか?
阿部さんが詰め寄ると、検事は、浩次さんの過失を否定する次のような言葉を発したそうです。
●息子さんの信号は、青ですね。
●目撃者の証言は、一番重視しなければならぬ被疑者は警察の調書の中で信号のことは言うておらず、供述が二転、三転している。これは被疑者が嘘をついている。時間が経つと、他人からいろいろ言われて変わってくるもの。被疑者は信号は見えていない。
●スピードは60キロくらい出ていたかもしれないが70キロは出ていない。
●息子さんは提出された資料や大学の先生の嘆願書からも、違反をする人ではないことはわかって



したところ、被害者阿部浩次氏が、交通規則を遵守して進行していたことはつかわれるものの、他面、被疑者は、本件事故現場交差点内から右回転のため再発進する時点において対面信号が赤色を表示した旨弁解しているところ、目撃者の供述その他関係各証証を総合しても、被疑者の上記弁解を排斥し、その過失を合理的疑いを入れないまま立証するに足りる証拠はなく、また、今後新たな証拠を発見しうる見込みもない。